

資料 4

26千九中等発第54号
平成26年4月1日
校長 決 定
平成27年5月30日改正

千代田区立九段中等教育学校教科書選定委員会設置要綱

(目的)

第1 校長は、学習指導要領の各教科の目標、教育課程及び生徒の実態等を踏まえ、その権限と責任のもとに最も適切な教科書を選定するため、千代田区立九段中等教育学校教科書選定委員会を設置する。

(所掌事務)

第2 本委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- 1 次の事項に留意し、後期課程において使用する教科書及び準教科書を選定する。
 - (1) 学習指導要領の各教科の目標等を踏まえ、教科書の専門的な調査研究を行う。
 - (2) 教科書の調査研究結果、教育課程及び生徒の実態等を踏まえ、最も適切な教科書を選定する。
- 2 前期及び後期課程において使用する補助教材の選定に関すること。

(構成員)

第3 本委員会の構成員は次のとおりとする。ただし、当該構成員が教科書の執筆・編集等に関わっている場合は、他の者を選任する。

- 1 委員長 校長
- 2 副委員長 後期課程副校長
- 3 構成員 教務主任、教務部担当者、教科主任

(任期)

第4 構成員の任期は、当該年度の4月1日から3月31日までとする。

(開催)

第5 本委員会は、千代田区教育委員会による教科用図書の採択事務日程に従い、必要に応じて開催する。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、校長が定める。

附則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。